

在学中の諸手続等

1 学修継続の手続き

科目等履修生等の方が次年度も続けて学修をされる場合には、継続の手続きが必要です。

一部の資格・免許状の取得を目指す方で、学籍が途切れてしまうことで不利益が生じる場合があります。学修継続を希望される方は期日に間にあうように手続きを行ってください。

現在の学籍区分	継続手続きの有無	手続きの方法
正科生	なし ※1	
科目等履修生	必要	<p>【正科生に変更する場合】 本ページの要領に沿って手続き</p> <p>【科目等履修生のまま継続する場合】 本ページの要領に沿って手続き</p> <p>【資格履修生として学修したい場合】 新規出願(本ページの継続手続きは行わず、本学HPのWeb出願より、新規出願を行ってください)</p>
科目等履修生 (資格履修生)	必要	<p>【正科生に変更する場合】 本ページの要領に沿って手続き</p> <p>【資格履修生として学修したい場合】 新規出願(本ページの継続手続きは行わず、本学HPのWeb出願より、新規出願を行ってください)</p>
科目等履修生 (特別科目等履修生) ※2 ※3	必要	<p>【特別科目等履修生のまま継続したい場合】 本ページの要領に沿って手続き</p> <p>※一度、特別科目等履修生としての学籍が終了し、継続手続きが継続手続き期間中に完了しなかった場合、期間をあけてもう一度特別科目等履修生として出願することはできません。 (科目等履修生での新規出願となります。)</p> <p>【資格履修生として学修したい場合】 新規出願(本ページの継続手続きは行わず、本学HPのWeb出願より、新規出願を行ってください)</p>
特修生	必要	<p>【正科生に変更する場合】 本ページの要領に沿って手続き</p> <p>※特修生は16単位以上修得された後は正科生へ継続していただくことを前提とした学籍です。 ※16単位以上修得できなかったことを理由として、特修生のまま継続を希望される場合は横浜事務局 継続担当へ問い合わせください。</p>